

1 本校の基本姿勢

- 全児童に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
(いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である)
- いじめられている児童を徹底して守り通す。(いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害児童の側に寄り添い、解決を目指す)
- いじめはどの学級、どの児童にも起こりうるものであるという基本的認識に立ち、担任一人で解決するのではなく、全教職員が共通理解のもと、組織で対応する。

2 対策方針の基本的な考え方

- (1) いじめ問題の重要性を全ての教職員が認識し、校長を中心に組織としてこの問題の解決にあたる。
- (2) 教職員の言動や態度が児童に大きな影響力をもつことを十分に認識する。
- (3) いじめの事実を隠さず、解決に向けて、学校・教育委員会と家庭・地域社会が連携してあたる。
- (4) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適時に指導を行う。
- (5) 家庭や地域社会に対して、いじめ問題の重要性の認識を広め、連携して、いじめ問題の解決を図る。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

<いじめ防止基本方針の策定>

具体的な取組や、年間計画の策定・実行・検証等について

- (ア) ふれあい月間をはじめ、定期的に「生活チェックリスト」を実施し、実態を密に把握できるようにする。また、いじめ防止に向けた学校全体、各学級での指導を行う。
- (イ) 年度当初と終期において生活指導全体会をもち、各学級の配慮を要する児童の共通理解を図る。
- (ウ) 夏季休業中に特別支援教育に関する教育相談研修会を行い、いじめ防止や要配慮児童への指導の在り方等の研鑽を深める。
- (エ) 毎週金曜日に生活指導連絡会を行い、校内の生活指導上の課題や要配慮児童への共通理解を深める。

<組織の設置>

①いじめ防止対策のための組織の設置

「練馬東小学校いじめ対策委員会」を組織し、いじめ問題に組織的に対応できるようにする。メンバーは校長、副校長、生活指導主任、いじめ対策推進教員特別支援教育コーディネーター、養護教諭、各学年主任・専科主任、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員で構成する。

②重大事態への対応を行うための組織の設置

重大事態が発生した場合は、当該重大事態に適切に対応するため、学校サポートチームを活用した組織を早急に設ける。メンバーは、発生した事態の性質に応じて、「練馬東小学校いじめ対策委員会」に適切な外部専門家を加える。

(2) いじめの防止

①学校の教育活動全体に通じた豊かな心の育成

- (ア) 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むよう、学校教育全体を通じた道徳教育を推進する。また、人権尊重の理念である、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる、互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- (イ) 児童の豊かな情操や、他人とのコミュニケーション能力を育むため、読書活動の充実や表現活動を取り入れた教育活動を推進する。また、筋道立てた思考力や科学的な知識も正しい判断力へつながるとの立場から、全ての教科での学習がいじめ防止につながるとの認識をもち、指導にあたる。そのために、児童が学習場面で活躍できるよう授業改善に努め、自分が認めてもらっていることや、自分が大切にされていると感じられるようにする。
- (ウ) 特別活動では、係活動・クラブ活動・委員会活動・異学年交流活動等でも、自分が必要とされていると実感できるようにし、自己有用感や自己肯定感を高める教育活動を充実させる。また、生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、自然と触れ合う活動や宿泊行事等の体験的活動を充実させる。
- (エ) 外部人材の協力も得ながら、発達段階に応じた情報モラル教育を行い、適切に情報社会と関わっていけるような態度を育てる。

②児童の主体的な活動の促進

- (ア) 代表委員会による、いじめ防止運動を実施し、「いじめは絶対に許されない・許さない」という意識を醸成する。
 - ・各学級でいじめ防止の具体的な方法を話し合う。
 - ・学級で話し合った内容を代表委員会がまとめ、学校全体でいじめ防止運動を実施する。
- (イ) 全校で「あいさつ運動」を年間を通して行い、いつでも・どこでも・誰とでも気持ちのよい挨拶ができる児童を育てる。
- (ウ) 「いじめ」防止に向けた取組として、11月のふれあい月間中に区のいじめ防止・克服に向けた取組に参加し、いじめ防止標語等を作成する。

③教職員の指導力の向上

- (ア) 校内研修を充実させ、いじめ問題に対する正しい理解を深めたり、カウンセリング能力の向上に努めたりする。
- (イ) 体罰や教職員の言動もいじめの要因になり得るとの認識に立ち、体罰禁止の徹底や教職員の人権意識の向上を目指す。
- (ウ) 情報社会における問題や有害情報への対処の仕方を理解するなど、研修を通して情報セキュリティに関する知識・技能を身に付ける。

④いじめ撲滅宣言

児童一人一人が、いじめをなくす、いじめをさせないようにするために、自分ができることや頑張ることを標語の形で作成する。いじめの撲滅を宣言することで、いじめ防止の意識を高め、実践しようとする意志を育てる。児童が作成した「いじめ撲滅宣言」は各学級に表示する。

⑤いじめ防止・人権教育の指導

児童に「いじめをしない・させない・見逃さない」意識や実践力を育てるために、(ア) 校長や生活指導主任が、全校朝会の時間にいじめ防止の指導や人権教育の講話を実施する。(イ) 学級担任が、道徳や学級活動の時間にいじめ防止や人権教育の指導を実施する。

⑥善悪の判断力の育成

どんな言葉や行いが人を嬉しい気持ちにするのか、反対に、嫌な気持ちにしたり傷付けたりするのか各学級で話し合い、児童の善悪の判断力を育てる。

[学級で話し合う内容]

- ・言われて嬉しい言葉（ポカポカ言葉）
- ・言われて嫌な言葉（チクチク言葉）
- ⑦「学校だより」やホームページ等を活用して、いじめ防止に関する取組や、豊かな心の育成に向けた実践等を積極的に保護者・地域に発信する。また、保護者会や学校運営協議会等を通して校外におけるいじめに関する情報の共有を図るとともに指導に活かす。

(3) いじめの早期発見・早期対応

①いじめの実態把握

ふれあい月間やそれ以外の月にも必要に応じて「いじめアンケート」を実施し、実態を定期的に把握できるようにする。この実態アンケートで、いじめやいじめの疑いがあると認知された事例については、学級担任、当該学年、いじめ対策委員会、管理職の全員が実態を正確に調査し、対策を早急に検討して実施する。このような事例があった場合は家庭に知らせ、学校と家庭が連携していじめ防止の対策を実施する。

[アンケートの主な内容]

- ・いやなことを言われていないか
- ・いやなことを言っていないか
- ・いやなことをされていなかったか
- ・いやなことをしていないか
- ・物かくしや落書きをされていなかったか
- ・いじめられている人を知っているか
- ・学校に行きたくないことはないか

②生活チェックリスト

児童一人一人が「チェックリスト」を使って自分の生活を振り返るようにする。挨拶・友人関係・言葉遣い・約束などの項目について自己評価し、自らいじめを防止しようとする意識を高める。

③地域人材の活用

地域人材を活用した登下校や授業時の見守りを実施する。

(4) いじめへの対処

①いじめられる側の児童への支援

- (ア) いじめられる側の児童に寄り添い、事実関係を丁寧に聞き取りながら、「あなたが悪いのではないこと」をはっきり伝える。
- (イ) 児童の個人情報の取扱やプライバシーに十分留意し、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と協力しながら、児童に心理的負担を与えないよう配慮する。
- (ウ) 迅速に保護者に事実関係を報告し、いじめられる側の安全確保に努め、今後の不安を除去するための対応を説明する。

②いじめる側の児童への支援

- (ア) 教育的配慮のもと、全教職員が毅然とした態度で指導にあたり、必要に応じて別室指導等の個別のはたらきかけを行う。
- (イ) いじめの背景にも目を向け、いじめる側の児童の健全な人格の発達に配慮しながら、組織的に継続的な観察や指導を行い、状況に応じて必要な支援を実施する。
- (ウ) 保護者に状況を伝え、以後の対応を適切に行うために保護者の協力を求め、保護者とともに人格形成を主とした再発防止につなげる教育活動を行う。

③いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

- (ア) 見て見ぬふりやいじめの助長につながる行為は、いじめていることと同じであることを理解させるとともに、いじめを知らせる勇気をもつように伝える。
- (イ) いじめを知らせた児童に対しては、安全を守り通すことを伝えるとともに、組織として情報の共有を行い、見守りや声かけを行う。

④校内組織全体でのいじめへの対応

- (ア) 平素からいじめへの対応について共通理解を図り、組織的に対応していく意識を構築する。
- (イ) いじめであるかどうかの判断は、組織的にいき、いじめと認知した場合は「練馬東小学校いじめ対策委員会」を発足させ、迅速に会議を行い、情報の共有、教職員の役割分担、今後の対応を検討する。
- (ウ) いじめの疑いや、いじめが解決したと思われることについて、安易な判断は避け、長期的な見守りを行う。

⑤重大事態への対処

- (ア) 重大事態が発生した場合は直ちに教育委員会に報告し、連携して対処する。
- (イ) 重大事態の性質に応じ、区と連携した組織を迅速に立ち上げ、対応にあたる。
- (ウ) 最悪の事態を避けるために、間断なく被害児童の見守り体制を構築するほか、児童の帰宅後の様子に関しても、情報を積極的に収集する。

⑥インターネット上やメール等でのいじめへの取組

- (ア) SNS練馬東小学校ルールを活用し、SNS家庭ルールを家庭で作成し、いじめ未然防止を図る。
- (イ) 公開の掲示板や動画投稿サイト等で児童の個人情報公開された場合は、短時間で被害が拡大する可能性があることから、保護者と相談し必要に応じて警察等に相談・通報し、援助・助言を求めながら、削除依頼などの適切な措置を慎重に行う。
- (ウ) インターネット上でいじめを行った児童には、個人情報に関する書き込みや発信等は重大な人権侵害であり、犯罪に当たることを警察と共に指導する。
- (エ) 夏季休業中に、教員を対象にしたインターネットや携帯電話の利用および情報モラルに関する校内研修等を行う。

⑦校種間および関係機関との一層の連携

- (ア) 新1年の入学時、および6年の卒業時には校種間でいじめに関する情報連携を行う。
- (イ) いじめの要因は様々であることから、教育相談室、適応指導教室、子ども家庭支援センター、学童クラブ、児童相談所との情報共有を行う。

(5) 学校におけるいじめ防止等の取組の点検

- ①定期的ないじめの調査から課題を洗い出し、計画的にいじめ問題に取り組めるようにする。
- ②練馬東小学校いじめ対策委員会は学校の実情に即して、学校いじめ防止基本方針が機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- ③職員や保護者による学校評価において、学校がいじめに対する組織的で迅速かつ適切な対応の状況を定期的に評価し、改善を図る。

4 付則

この練馬区立練馬東小学校「学校いじめ防止基本方針」は令和5年4月1日から施行する。